

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 岩沼市農業の概要

岩沼市は東北の中心都市である仙台市の南17.6km、東経 140° 52′ 北緯38° 06′ に位置し、北は名取市、南は阿武隈川を隔てて亘理町、西は柴田町及び村田町、東は太平洋に面し、地勢は概ね平坦地で東西約13km南北約10km、総面積 60.45km<sup>2</sup>である。

また本市は、奥羽山脈の東方に位置し、西に千貫丘陵、東は太平洋に面しているため海洋性気候の影響が大きく、県内でも冬期季節風の影響を最も受けない地域でもある。本市の農業は、冬でも温暖な日が多い地域（年間平均気温13.2° C、年間降水量977.0mm）であるという自然的条件を生かし、水稻を基幹作物として施設園芸（きゅうり、トマト、いちご等）、露地野菜（ねぎ、ばれいしょ、白菜等）及び酪農等を中心に展開されている。

また、本市の中心部を国道4号と6号及びJR東北本線と常磐線が各々結節し、市東部には仙台東部道路のインターチェンジ及び仙台空港が立地し、国内はもとより海外の主要都市を結ぶ交通手段にも恵まれている。このような社会的・経済的立地条件を有効に活用した都市近郊型の農業を展開している。

本市は、平成23年3月に発生した東日本大震災により、市内沿岸部の農地の多くが被害を受けたものの、現在は復旧・復興を果たし、なおかつ厳しさを増す農業情勢に対処するため、合理的な複合経営を普及させ、生産性の向上を図るための体制づくりを推進し、岩沼市農業振興地域整備計画に即した生産基盤の整備を図りながら農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

## 2 岩沼市農業の現状及び課題

岩沼市の農業構造については、東北の中心都市仙台市に近接した好立地条件下にあるが、近年の社会経済情勢の変化により、仙台都市圏のベッドタウン化、西部地区での宅地造成、また東部地区での工業団地の立地を契機とした、農業経営兼業化が進んでいたが、東日本大震災により大きく変化した。

まず、東部地区においては、津波により農業用施設、機械を流失した農家が大多数であった。そのため個々の再興が困難であり、各地域で話し合いを進めた結果、農業

法人を設立し、法人が農地を守っていくこととなった。現在では10法人が耕作を行っているが、法人としての経営の維持、後継者確保といった新しい課題が生じている。

次に、西部地区では、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、ほ場整備事業を契機に、集落営農組織による法人が設立されたほか、大型機械化による生産性の向上と経営の安定化を図りながら、現在は9法人を中心とした営農が進んでいる。

### 3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

岩沼市は、このような地域の農業構造の現状の下に、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明示し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

#### (1) 具体的な経営の指標

岩沼市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と同等の年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2名を加えた1経営体当たり600万円～720万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの指標が本市における多くの経営体により達成される状態をめざす。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### ① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市の新規就農者数は年間0～1名程度であるが、今後地域農業の高齢化や離農をにらみ、継続的な担い手確保の手段として、新規就農意欲のある青年等の育成確保に取り組む必要がある。このことから、本市の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保は年間1名を目標とする。

##### ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得・労働時間に関する目標

将来上記(1)に示す目標の達成実現を目指しつつ、農業経営開始から5年後には、他産業従事者と同等の年間農業所得の5割程度の農業所得（主たる農業従事者1人当たり年間所得240万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）を目標とする。

### ③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

農業への参入等しやすい環境づくりを推進するため、就農相談や農業研修の実施、実習支援、機械等導入支援など、農業次世代人材投資資金を始めとする各種助成制度を活用し、関係機関と連携をはかりながら、適切な助言や指導を行う。

## 4 農業経営基盤の強化の促進に向けた方策

岩沼市は、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を自主的に図るために、意欲と能力のある農業経営者を支援する農業経営基盤強化促進事業をはじめとした関連事業、その他の措置を総合的に実施する。

岩沼市は、市内農業協同組合、岩沼市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）及び宮城県亘理農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）との相互連携の下で効果的な指導を行うとともに、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体に対し、岩沼市担い手育成総合支援協議会（以下「市担い手育成総合支援協議会」という。）が主体となり、営農診断や営農改善方策の研修等を開催し、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう支援し、経営の体制が整った経営体については、法人設立に向けた誘導を図り、雇用就農者についても、将来は経験を活かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人への経営強化を支援する。

また、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、利用権設定等による農地の集積を引き続き促進させる。

なお、これらの農地の流動化に関しては、玉浦南部（寺島）地区で行われている集团的土地利用を模範としつつ、集団化連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、地域計画等の実現を図り、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、地域での話し合いと合意形成を引き続き促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和

55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積に向けた支援・指導を実施する。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立も選択肢に入れながら、地域での合意形成を進めることとする。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、市内農業協同組合と連携を密にして、効率の良い農業経営形態の確立に資するよう努める。

併せて集約的な経営展開を助長するため、普及センター及び市内農業協同組合等の指導の下に、高収益化を目指して、既存施設園芸の作型及び品種の改善、並びに新規作物の導入を推進する。同時に、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や家族経営協定の締結等を通じて、女性農業者の経営の参画を促進するとともに、女性農業者が能力を発揮できるような就労環境の整備を進めていくほか、集落営農の組織化等の話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な複合経営及び大規模経営農家の育成を推進する中で、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくように担い手農家のみならず、その他の兼業農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけている。その他の支援措置についても認定農業者に集中かつ重点的に実施されるよう努めることとし、岩沼市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、「いわぬま未来構想」の基本構想にある「人が集まる「産業」づくり」に

基づき、農林業の振興と生産者と消費者の信頼関係の形成に当たっても、事業の実施が認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

## 5 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

岩沼市は、農業関係団体及び関係機関の職員で構成している市担い手育成総合支援協議会を主体として、農業経営改善計画の認定を受けた農業者、組織経営体、今後認定を受けようとする農業者、及び生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入、経営管理の合理化等の経営改善の提示、及び情報化システムの導入等の重点的指導を実施する。

特に、野菜は、本市のめざす都市近郊型農業の根幹をなす作物であるため、仙台市という大消費地に近接した地域特性を活かしながら、消費の多様化、個性化に対応した体制の整備が重要である。また、高付加価値型作物を導入するためのマーケティング面からの支援、及び産地化をねらいとした戦略的振興作目の選定を実施した上で、その栽培に関する指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

### (ア) 西部地域

本地域は、集落営農組織を母体とした法人の農地中間管理事業等の活用により、農用地の集積・集約化を図る。また、基盤整備の状況は、機械化による共同作業を促進するため、農村地域復興再生基盤総合整備事業による大区画ほ場の整備を引き続き促進する。

### (イ) 中央地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内かつ農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する農業振興地域外に存在する農地が大部分を占める地域である。

### (ウ) 東部地域

本地域は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業による区画整理事業にともない、大型機械の導入を進め、認定農業者を中心に農地中間管理事業を活用し、経営耕地の集団化を図る。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に岩沼市及び岩沼市周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、岩沼市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、稲作を含む営農類型に係る作物については、経営所得安定対策等の交付単価に基づき試算を行ったものである。

なお、以下の各営農類型に共通した指標に関する事項は、経営管理の方法として、営農・生活設計に基づく経営ビジョンを樹立し、複式簿記に基づく経営目標管理を的確に実施するものとし、また、農業従事の態様としては、家族経営協定の締結や就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用、経営形態に応じた労災・雇用保険の加入等を実施するものとする。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
<p>水稲 + 大豆</p> <p>【家族経営】 主1人 補2人</p>	<p>水稲10ha 大豆 5ha</p>	<p>水稲を主体とした家族経営 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p>	<p>○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記基調に基づく経営目標管理 ○青色申告の実施 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日等の実施、年金制度の適切な活用</p>
<p>施設野菜 + 水稲</p> <p>【家族経営】 主1人 補2人</p>	<p>きゅうり 鉄骨ハウス 3,000㎡ 促成栽培 3,000㎡ 抑制栽培 3,000㎡ 水稲 2ha</p>	<p>(きゅうり) 促成栽培と抑制栽培の2作型 ○促成栽培 12月中旬定植 収穫期間：2月上旬～6月下旬 ○抑制栽培 8月中旬定植 収穫期間：9月上旬～11月下旬 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積 農繁期には臨時雇用を活用</p>	(同上)
<p>施設野菜 + 水稲</p> <p>【家族経営】 主1人 補2人</p>	<p>トマト 鉄骨ハウス 3,000㎡ 促成栽培 3,000㎡ 抑制栽培 3,000㎡ 水稲 2ha</p>	<p>(トマト) 促成栽培と抑制栽培の2作型 ○促成栽培 12月中旬定植 収穫期間：2月上旬～7月下旬 ○抑制栽培 7月上旬定植 収穫期間：9月中旬～12月中旬 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p>	(同上)
<p>露地野菜 + 水稲</p> <p>【家族経営】 主1人 補2人</p>	<p>ねぎ(冬まき) 露地栽培 0.5ha レタス 露地栽培 0.5ha 水稲 8ha</p>	<p>(ねぎ) 冬まき栽培 (レタス) 秋まき栽培 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p>	(同上)
<p>果樹</p> <p>【家族経営】 主1人 補2人</p>	<p>りんご 1.5ha わい化栽培 1ha ジョイント栽培0.5ha 水稲 1.2ha</p>	<p>果樹(りんご)の単一経営(家族経営) わい化栽培とジョイント栽培を組み合わせた作付け体系 消費者ニーズに対応した多品種栽培 省力樹形の導入</p>	(同上)
<p>酪農</p> <p>【家族経営】 主1人 補2人</p>	<p>経産牛 搾乳牛 50頭</p>	<p>スタンションによるつなぎ式牛舎 牛群検定による高泌乳牛の確保 パイプラインミルクカーにより搾乳</p>	(同上)

組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営試算
<p>水稲 + 大豆 + 大麦</p> <p>【構成員 5人】</p>	<p>水稲 20ha 大豆 20ha 大麦 20ha</p>	<p>(水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p> <p>(麦・大豆) 稲作機械の稼働率向上 大豆コンバイン 高能率利用</p>	<p>○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記基調に基づく経営目標管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日等の実施</p>
<p>水稲 + 大豆 + 果樹</p> <p>【構成員 5人】</p>	<p>水稲 20ha 大豆 20ha ぶどう 50a</p>	<p>(水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p> <p>(大豆) 稲作機械の稼働率向上 大豆コンバイン 高能率利用</p> <p>(ぶどう) 水稲育苗ハウスを活用</p>	(同上)
<p>水稲 + 大豆 + 施設野菜</p> <p>【構成員 5人】</p>	<p>水稲 20ha 大豆 20ha いちご 3,000㎡</p>	<p>(水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p> <p>(大豆) 稲作機械の稼働率向上 大豆コンバイン 高能率利用</p> <p>(いちご) 鉄骨ハウスでの高設・養液栽培</p>	(同上)
<p>水稲 + 大豆 + 加工用ばれいしょ</p> <p>【構成員 5人】</p>	<p>水稲 40ha 大豆 10ha 加工用ばれいしょ 10ha</p>	<p>繁忙期には臨時雇用も活用 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれを中心とした 組合せ 直播栽培技術の導入 ほ場の集積</p> <p>(加工用ばれいしょ) 大規模露地園芸の経営 契約栽培による生産</p>	(同上)



## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本市において、第1の3の(1)に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの基本的指標は、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を確保すること（第1の3の(2)の②）であり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には、第1の3の(1)に示す目標達成を目指す。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるきゅうり等の農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度を活用するとともに、宮城県農業経営・就農支援センター（以下「就農支援センター」という。）、普及センター、市内農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等を行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供等や、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者、非農家並びに農福連携による障害者等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修及び交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターや市内農業協同組合等関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施を行う。

また、就農後の定着に向けての相談体制の整備、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを行い、新規就農者等が営農の意欲を欠くことがないように、関係機関と連携しきめ細やかな支援を行うとともに、地域農業を担う者として

当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、市農業委員会、市内農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農希望者への情報提供や相談対応、研修及び交流会の実施等、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 宮城県農業会議、農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市担い手育成総合支援協議会及び市内農業協同組合と連携して、作付面積、品目等を始めとした就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び就農支援センターへ情報提供を行う。

農業を担う者の確保のため、市内農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するように努め、市内区域において後継者がいない場合には、県及び就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けることができるよう、就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向け、必要な支援を行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積の目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営（担い手）が地域における農用地の利用に占める面積の目標（集積率）	備考
90.0%	(R3) 84.4%

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営体の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営体（担い手）とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
  - (2) 基本構想水準到達者
  - (3) 集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織〔複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について協同販売経理を行っている組織〕）
  - (4) 認定新規就農者
- 2 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積」とは、(注) 1の経営体が営農する次の農用地の面積とする。
- (1) 自己所有地
  - (2) 借入地
  - (3) 特定農作業受託地（農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀。②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫。③その他の作物にあつては、①又は②に準ずる作業。）
- 3 目標年次は令和12年度末とする。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市、市内農業協同組合等関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

地域ごとの農用地の利用改善については次により進めることとする。

- (1) 大豆転作を中心とした土地利用型農業が行なわれている各圃場整備地区内においては、農事組合法人及び生産組織を中心に円滑な農作業受託の促進を図るとともに、農地の利用集積と利用権設定の促進に努める。
- (2) ほ場整備地区外の地域においては、集落の担い手農家及び規模拡大志向農家に対し、合理的な土地利用調整を行うとともに、農地の連坦化を推進し、利用集積と利用権設定の促進に努める。

### ○ 農業構造の指標

目標年次：令和12年度末

効率的かつ安定的な農業経営体		経営体への集積面積	
経営体数	75 経営体	耕地面積 (経営体への集積面積)	1,520 ha (1,360 ha)
個別経営体	55 経営体	田 (経営体への集積面積)	1,260ha (1,130 ha)
組織経営体	20 経営体	畑 (経営体への集積面積)	260ha ( 230 ha)

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

岩沼市は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の基本的な考えに定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や経営の大規模化などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

(1) 農業経営基盤強化促進事業は、以下に掲げる事業とする。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 市内農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業を中心的な事業と位置づけ、岩沼市が作成した「地域計画」の地域内の農業を担う者に対する農地の集積・集約化を推進していくこととする。

(2) 地区等の取組について

ア 岩沼東部地区、岩沼北部地区及び岩沼西部地区において基盤整備事業が進行中であり、ほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、市内農業協同組合や土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 各集落においては、市内農業協同組合を中心に育成されている営農組合組織下での農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体や集落営農組織設立に向けた活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生している遊休農地の解消に努める。

さらに、岩沼市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団

体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

## 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

### (1) 協議の場の開催時期及び参加者等

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、市広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。また、参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、市内農業協同組合、農地中間管理機構の地域コーディネーター、土地改良区、宮城県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せの対応を行うための窓口は、市民経済部産業振興課に設置するものとする。

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域等

これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。なお、市は、地域計画の策定にあたって、宮城県、市農業委員会、農地中間管理機構、市内農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施するものとする。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法〔昭和27年法律第229号〕第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
  - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
  - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
  - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。



③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積団滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農

地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係とし農業経営の受委託の形態をとることが、特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 岩沼市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 岩沼市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準

に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可の基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 岩沼市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 岩沼市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 岩沼市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、岩沼市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 岩沼市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画にかかる地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる市内農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用

土地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 岩沼市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合にはその要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 岩沼市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、市内農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者、又は利用権の設定等を受けようとする者から申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、岩沼市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 岩沼市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地、及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の、農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在・地・地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用

目的を含む。) 始期 (又は移転の時期) 存続期間 (又は残存期間) 借賃及びその支払い方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用されていないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除する旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地の利用状況について市農業委員会に報告すること。

ウ その者が、賃借権借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項 (ウについては、必要に応じて定める。)

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間中の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的当該所有権の移転の時期、移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払い (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転にかかる法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

岩沼市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が20年を超えな

いものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

岩沼市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を岩沼市の掲示板への掲載により公告するものとする。

(10) 公告の効果

岩沼市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告にかかる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転する。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等にかかる土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

岩沼市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等にかかる土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧法」という。)第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的

かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 岩沼市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は貸借権の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 岩沼市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を掲示板への掲示により公告する。

④ 岩沼市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図れないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。岩沼市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

岩沼市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款、又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）参考様式第6－1号」の認定申請書を岩沼市に提出して、農



用地利用規程について岩沼市の認定を受けることができる。

② 岩沼市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 岩沼市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定にかかる農用地利用規程を岩沼市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（以下「特定農業団体」という。農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農業作業の委託に関する事項又は特定農業団体に対する農用地の農作業委託に関する事項

- ③ 岩沼市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農業作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申し出にかかる農用地について利用権の設定等若しくは農業作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農業作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めることに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農業作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等

又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・助言

- ① 岩沼市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑にできるよう必要な指導・助言に努める。
- ② 岩沼市は認定団体又は認定団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、市農業委員会、市内農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 市内農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

岩沼市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 市内農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農業委員会、農地中間管理機構、市内農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

市内農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の

受委託又は委託を行おうとするものから申し出があった場合は、農作業の受委託について調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 市内農業協同組合等が委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供の推進や、農作業受委託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

岩沼市は、第5の1から4に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 岩沼市は、以下に掲げるほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

(ア) 岩沼地区ほ場整備事業（東部）

(イ) 岩沼西部地区ほ場整備事業

(ウ) 岩沼北部地区ほ場整備事業

イ 岩沼市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の発展を図ることとする。

ウ 岩沼市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

岩沼市は、岩沼市、市農業委員会、普及センター等の職員、市内農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員、農用地利用改善団体等の代表者等

をもって構成する市担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

市担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1・第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

## ② 市農業委員会等の協力

市農業委員会、市内農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定された公益社団法人みやぎ農業振興公社は、県基本方針第6に定められた事業を行う。

岩沼市において、農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項を行う際は、岩沼市農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に当該事業が行われることとし、岩沼市は農地中間管理機構、市内農業協同組合、市農業委員会、普及センター等関係機関・団体との協調に努める。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は平成18年 8月17日から施行する。
- 2 この基本構想は平成22年 6月11日から施行する。
- 3 この基本構想は平成25年11月 6日から施行する。
- 4 この基本構想は平成26年 9月30日から施行する。
- 5 この基本構想は平成28年11月25日から施行する。
- 6 この基本構想は令和 4年 3月31日から施行する。
- 7 この基本構想は令和 5年 9月29日から施行する。

別紙1 (第5の2(1)⑥の関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18号第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…………… 旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
…………… その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93号第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…………… その土地を効率的に利用することが認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…………… その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1項第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…………… その土地を効率的に利用することができると認められること。



別紙2 (第5の2(2)の関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により市農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃の金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借 賃 の 支 払 い 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</li> <li>2. 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</li> <li>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法に規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令により権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</li> <li>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき岩沼市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</li> </ol>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準
Iの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</li> <li>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</li> <li>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</li> </ol>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定  
を受ける場合

① 存 続 期 間	② 損 益 の 算 定 基 準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受委託の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損 益 の 決 裁 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法
<p>土地の種類および農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するために高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>